

《 交通安全知識テスト（平成29年春の全国交通安全運動編） 》 解答・解説

| 番号 | 解答 | 解説 |
|----|----|--|
| 1 | ○ | 「子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」を運動の基本としています。 |
| 2 | ○ | 自転車は「車のなかま」なので、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。 |
| 3 | × | 約2割を占めています。（警察庁調べ） |
| 4 | ○ | 自転車利用者もドライバーもともに信号や一時停止などの交通ルールを守ること、見通しの悪い場所ではスピードを控えることを心がけましょう。 |
| 5 | × | すべての座席で着用しなければなりません。後部座席での被着用は、①車内で前進を強打する可能性 ②車外に放り出される危険性 ③全席の人が被害を受ける可能性 があります。 |
| 6 | ○ | 後部座席については、高速道路(高速自動車国道又は自動車専用道路)での違反は、行政処分の基礎点数1点が付されます。 |
| 7 | ○ | チャイルドシートは、交通事故の被害から子供を守ります。幼児を自動車に乗せて運転する時は必ずチャイルドシートを使用しましょう。 |
| 8 | ○ | 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。車両や酒類の提供者、車両の同乗者にも厳しい罰則があります。 |